

入 所 療 養 介 護 重 要 事 項 説 明 書

医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・大和

裏表紙

介護老人保健施設 葵の園・大和 重要事項説明書

1. 介護老人保健施設 葵の園・大和の概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護老人保健施設の施設サービスおよび付随するサービス

(2) 施設の名称および所在地等

施設名称	介護老人保健施設 葵の園・大和
所在地	〒242-0013 神奈川県大和市深見台1丁目7番33号
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	施設長 村嶋 龍太郎
電話番号	046-260-3300
サービスの種類	介護保健施設サービス
介護保険事業者番号	1453080041

(3) 施設の職員体制

(単位:人)

職 種	常 勤	非常勤	実人員	換 算	夜 間	業 務 内 容 (例)
施設長 (医師)	1		1	1.0	-	管理者兼医学的管理
医師						医学的管理 (施設長兼)
薬剤師		1	1	0.6	-	調剤および薬剤管理
看護職員	8	6	14	13.3	1	医学的管理に基づく看護
介護職員	23	11	34	31.5	4	介護に関する全般
支援相談員	2	-	2	2.0	-	処遇全般のマネジメント
理学療法士	4	1	5	4.6	-	理学療法による訓練業務
作業療法士	1	2	3	2.3		作業療法による訓練業務
言語聴覚士		1	1	0.6		言語聴覚士による訓練業務
管理栄養士	2		2	2.0	-	栄養管理及び食品の安全衛生管理
介護支援専門員	2		2	2.0	-	ケアマネジメント業務
事務職員	4	0	4	4	-	総務・経理事務等の業務
その他職員		6	6	3.1	-	施設保全・運転等
合 計	47	28	75	67		

(4) 施設の設備の概要

定 員	100 名 (一般棟 60 名/認知棟 40 名)			
居 室	一般棟 (4 人室)	12 室	診察室	1 室
	一般棟 (2 人室)	6 室	食 堂	2 室
	認知棟 (4 人室)	9 室	談話室	2 室
	認知棟 (個室)	4 室	機能訓練室	2 室
浴 室		一般浴室と特殊浴室があります。		

※短期入所療養介護を含む

2. 利用料金

①基本料金

- ・施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は30日あたりの自己負担分です。）

それぞれ個室（従来型）、多床室（2人室・4人室）に分かれます。

◆「介護保険負担割合証」 1割負担の方

	従来型個室（認知棟）	多床室（認知棟）	多床室（一般棟）
要介護度1	28,800円	31,170円	28,800円
要介護度2	30,240円	32,730円	30,360円
要介護度3	32,280円	34,770円	32,400円
要介護度4	33,990円	36,450円	34,080円
要介護度5	35,520円	38,040円	35,670円

◆「介護保険負担割合証」 2割負担の方

	従来型個室（認知棟）	多床室（認知棟）	多床室（一般棟）
要介護度1	57,570円	62,340円	57,600円
要介護度2	60,450円	65,460円	60,720円
要介護度3	64,530円	69,540円	64,800円
要介護度4	67,980円	72,870円	68,130円
要介護度5	71,040円	76,050円	71,310円

◆「介護保険負担割合証」 3割負担の方

	従来型個室（認知棟）	多床室（認知棟）	多床室（一般棟）
要介護度1	86,340円	93,480円	86,370円
要介護度2	90,660円	98,190円	91,080円
要介護度3	96,780円	104,310円	97,200円
要介護度4	101,970円	109,290円	102,180円
要介護度5	106,560円	114,090円	106,980円

入所期間中に自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

その他の加算

◆「介護保険負担割合証」 1割負担の方

加 算 内 容	負担金額	加算条件	内 容 の 説 明
初期加算（Ⅰ）	63 円	1 日あたり	医療機関の一般病棟への入院後、30日以内に退院した場合
初期加算（Ⅱ）	32 円	1 日あたり	入所から30日間に限り加算される。
外泊加算	379 円	1 日あたり	外泊時に基本料金に代えて加算されます。1ヶ月当り6日を限度とする。
退所時情報提供加算（Ⅰ）	523 円	退所時 1 回限り	居宅へ退所する入所者、退院後の主治医に、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴などの情報を提供した場合
退所時情報提供加算（Ⅱ）	262 円	退所時 1 回限り	医療機関へ退所する入所者、退院後の主治医に、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴などの情報を提供した場合
退所時栄養情報提供加算（イ） ロ	74 円	1 回あたり	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供しています。

かかりつけ医連携調整加算 (Ⅰ) ロ	74 円	1 回限り	施設において薬剤を評価・調整した場合
入退所前連携加算 (Ⅰ)	627 円	1 回限り	指定居宅介護支援事業者または地域密着型サービスと連帯して退所後の調整を行った場合
試行的退所時指導加算	418 円	1 回あたり	1 カ月以上入所され、退所見込みのある入所者にお試しで退所してもらう場合
訪問看護指示加算	314 円	1 回限り	退所後に訪問看護が必要となる方について、訪問看護ステーションに宛てて指示書を交付した場合
緊急時治療管理 (Ⅰ)	542 円	1 日あたり (1 月に 3 日限度)	入所された方に緊急な医療が必要となり、施設において投薬、検査、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費 (Ⅰ)	250 円	1 日あたり (1 月に連続 7 日限度)	施設において投薬、検査、注射、処置等を行った場合 (緊急時治療管理加算時は算定されません)
所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	502 円	1 日あたり (1 月に連続 10 日限度)	Ⅰに加え医師が感染症等の研修を修了している場合
認知症ケア加算	80 円	1 日あたり	認知症の入所者に対しサービスを行った場合
認知症情報提供加算	366 円	入所中 1 回 限り	認知症の診断を受けておらず認知症の恐れがある利用者様について、診療状況の文書を添えて医療機関に紹介の場合
若年性認知症受入加算	126 円	1 日あたり	利用者やその家族の希望に沿ったサービスが提供されているかを評価する場合
夜間職員配置加算	25 円	1 日あたり	夜間職員が施設全体で基準を満たした配置になっている場合
地域連携診療計画加算 Ⅰ	314 円	入所後 1 回 限り	医療機関にて地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定し退院した入所者で、その医療機関に診療情報を文書により提供した場合
入所前後訪問指導加算 Ⅰ	471 円	入所中 1 回 を限度	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算 Ⅱ	502 円	入所中 1 回 を限度	多職種共同で会議を行い、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合

安全対策体制加算	21 円	入所初日に 限り 1 回	事故発生防止の為の指針の作成・委員会の開催等、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合
栄養マネジメント強化加算	12 円	1 日あたり	常勤の管理栄養士を配置し、入所（入院）者の栄養状態を入所（入院）時に把握し、関連職種 が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能等へも配慮した栄養ケア計画が作成できる場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4 円	1 日あたり	日常生活度Ⅲ以上は全体の 50%以上、「認知症介護実践リーダー研修」の修了者が配置している場合
認知症チームケア推進加算Ⅱ	126 円	1 月あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいます。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	63 円	1 月あたり	利用者の基本情報を厚生労働省に提出する場合
経口維持加算（Ⅰ）	418 円	1 月あたり	経口にて食事を摂取する利用者で著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる場合
経口維持加算（Ⅱ）	105 円	1 月あたり	Ⅰに加え入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するために医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が 1 名加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	94 円	1 月あたり	口腔衛生の管理体制を整備し、計画的に口腔衛生の管理を行い、口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年 2 回以上実施した場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	115 円	1 月あたり	加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生の管理に係る情報を厚生労働省に提出した場合
経口移行加算	30 円	180 日を限度	医師の指示 を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合
療養食加算	7 円	1 回あたり (1 日 3 回限度)	主治の医師より発行された「食事せん」に基づき、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
リハビリマネジメント計画書 情報加算（Ⅱ）	35 円	1 月あたり	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に情報を

			活用している場合
短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	270 円	1 日あたり	Ⅱ の算定要件を加え、1 月に 1 回以上 ADL の評価を行い、評価の結果を厚生労働省に提出した場合、
短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	209 円	1 日あたり	利用者に対して医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が集中的な個別リハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	251 円	1 日あたり	認知症の進行を抑えるために集中的にリハビリテーションを行い、当該者が退所後生活する居宅または福祉施設を訪問してリハビリテーション計画書を作成した場合 （週 3 日を限度とする）
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	126 円	1 日あたり	認知症の進行を抑えるために集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症チームケア推進加算Ⅱ	126 円	1 月あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいます。
感染対策向上加算（Ⅱ）	6 円	1 月あたり	医療機関から 3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御に係る実施指導を受けています。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11 円	1 月あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
サービス提供体制強化加算Ⅰ（※1）	23 円	1 日あたり	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上の場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4 円	1 月あたり	関連職種の者が共同して、入所者毎に褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し実施した場合
排せつ支援加算（Ⅰ）	11 円	1 月あたり	身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師と看護師が判断し支援を行った場合
外泊時在宅サービス利用費用	836 円	1 日あたり （月 6 日限度）	居宅における外泊を認め施設が在宅サービスを提供した場合
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	54 円	1 日あたり	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定されます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		1 月あたり	厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

◆「介護保険負担割合証」 2割負担の方

加 算 内 容	負担金 額	加算条件	内 容 の 説 明
初期加算（Ⅰ）	126 円	1 日あたり	医療機関の一般病棟への入院後、30 日以内に退院した場合
初期加算（Ⅱ）	63 円	1 日あたり	入所から 30 日間に限り加算される。
外泊加算	757 円	1 日あたり	外泊時に基本料金に代えて加算されます。1 ヶ月当り 6 日を限度とする。
退所時情報提供加算（Ⅰ）	1,045 円	退所時 1 回限り	居宅へ退所する入所者、退院後の主治医に、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴などの情報を提供した場合
退所時情報提供加算（Ⅱ）	523 円	退所時 1 回限り	医療機関へ退所する入所者、退院後の主治医に、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴などの情報を提供した場合
退所時栄養情報提供加算	147 円	1 回あたり	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供しています。
かかりつけ医連携調整加算（イ）ロ	147 円	1 回限り	施設において薬剤を評価・調整した場合
入退所前連携加算（Ⅰ）	1,254 円	1 回限り	指定居宅介護支援事業者または地域密着型サービスと連帯して退所後の調整を行った場合
試行的退所時指導加算	836 円	1 回あたり	1 カ月以上入所され、退所見込みのある入所者にお試しで退所してもらう加算
訪問看護指示加算	627 円	1 回限り	退所後に訪問看護が必要となる方について、訪問看護ステーションに宛てて指示書を交付した場合
緊急時治療管理（Ⅰ）	1,083 円	1 日あたり (1 月に 3 日限度)	入所された方に緊急な医療が必要となり、施設において投薬、検査、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	500 円	1 日あたり (1 月に連続 7 日限度)	施設において投薬、検査、注射、処置等を行った場合（緊急時治療管理加算時は算定されません）
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	1,004 円	1 日あたり (1 月に連続 10 日限度)	Ⅰに加え医師が感染症等の研修を修了している場合
認知症ケア加算	159 円	1 日あたり	認知症の入所者に対しサービスを行った場合
認知症情報提供加算	732 円	入所中 1 回限り	認知症の診断を受けておらず認知症の恐れがある利用者様について、診療状況の文書を添えて医療機関に紹介の場合

若年性認知症受入加算	251 円	1 日あたり	利用者やその家族の希望に沿ったサービスが提供しているかを評価する場合
夜間職員配置加算	50 円	1 日あたり	夜間職員が施設全体で基準を満たした配置になっている場合
地域連携診療計画加算Ⅰ	627 円	入所後 1 回限り	医療機関にて地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定し退院した入所者で、その医療機関に診療情報を文書により提供した場合
入所前後訪問指導加算Ⅰ	941 円	入所中 1 回を限度	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算Ⅱ	1,004 円	入所中 1 回を限度	多職種共同で会議を行い、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
安全対策体制加算	42 円	入所初日に限り 1 回	事故発生防止の為の指針の作成・委員会の開催等、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合
栄養マネジメント強化加算	23 円	1 日あたり	常勤の管理栄養士を配置し、入所（入院）者の栄養状態を入所（入院）時に把握し、関連職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能等へも配慮した栄養ケア計画が作成できる場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	7 円	1 日あたり	日常生活度Ⅲ以上は全体の 50%以上、「認知症介護実践リーダー研修」の修了者が配置される場合
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	251 円	1 月あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	126 円	1 月あたり	利用者の基本情報を厚生労働省に提出する場合
経口維持加算（Ⅰ）	836 円	1 月あたり	経口にて食事を摂取する利用者で著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる場合
経口維持加算（Ⅱ）	209 円	1 月あたり	Ⅰに加え入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するために医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が 1 名加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	188 円	1 月あたり	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月 4 回以上行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	230 円	1 月あたり	加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生の管理に係る情報を厚生労働省に提出した場合

経口移行加算	59 円	180 日を限度	医師の指示 を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合
療養食加算	13 円	1 回あたり (1 日 3 回限度)	主治の医師より発行された「食事せん」に基づき、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
リハビリマネジメント計画書情報加算 (Ⅱ)	69 円	1 月あたり	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に情報を活用している場合
短期集中リハビリテーション加算 (Ⅰ)	540 円	1 日あたり	Ⅱ の算定要件を加え、1 月に 1 回以上 ADL の評価を行い、評価の結果を厚生労働省に提出した場合
短期集中リハビリテーション加算 (Ⅱ)	418 円	1 日あたり	入所日より起算して 3 カ月以内の間に集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション加算 (Ⅰ)	502 円	1 日あたり	認知症の進行を抑えるために集中的にリハビリテーションを行い、当該者が退所後生活する居宅または福祉施設を訪問してリハビリテーション計画書を作成した場合
認知症短期集中リハビリテーション加算 (Ⅱ)	251 円	1 日あたり	認知症の進行を抑えるために集中的にリハビリテーションを行った場合 (週 3 日を限度とする)
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	251 円	1 月あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいます。
感染対策向上加算 (Ⅱ)	11 円	1 月あたり	医療機関から 3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御に係る実施指導を受けています。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	21 円	1 月あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (※1)	46 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上の場合
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	7 円	1 月あたり	関連職種の方が共同して、入所者毎に褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し実施した場合
排せつ支援加算 (Ⅰ)	21 円	1 月あたり	身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師と看護師が判断し支援を行った場合
外泊時在宅サービス利用費用	1,672 円	1 日あたり (月 6 日限)	居宅における外泊を認め施設が在宅サービスを提供した場合

		度)	
在宅復帰在宅療養支援加算 (Ⅰ)	107 円	1 日あたり	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定されます。
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		1 月あたり	厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

◆「介護保険負担割合証」 3 割負担の方

加 算 内 容	負担金額	加算条件	内 容 の 説 明
初期加算 (Ⅰ)	189 円	1 日あたり	医療機関の一般病棟への入院後、30 日以内に退院した場合
初期加算 (Ⅱ)	94 円	1 日あたり	入所から 30 日間に限り加算される。
外泊加算	1, 134 円	1 日あたり	外泊時に基本料金に代えて加算されます。1 ヶ月当り 6 日を限度とする。
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	1, 568 円	退所時 1 回限り	居宅へ退所する入所者、退院後の主治医に、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴などの情報を提供した場合
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	784 円	退所時 1 回限り	医療機関へ退所する入所者、退院後の主治医に、入所者の診療情報、心身の状況、生活歴などの情報を提供した場合
退所時栄養情報提供加算	220 円	1 回あたり	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供しています。
かかりつけ医連携調整加算 (Ⅰ) ロ	220 円	1 回あたり	施設において薬剤を評価・調整した場合
入退所前連携加算 (Ⅰ)	1, 881 円	1 回限り	指定居宅介護支援事業者または地域密着型サービスと連帯して退所後の調整を行った場合
訪問看護指示加算	941 円	1 回限り	退所後に訪問看護が必要となる方について、訪問看護ステーションに宛てて指示書を交付した場合
緊急時治療管理 (Ⅰ)	1, 624 円	1 日あたり (1 月に 3 日限度)	入所された方に緊急な医療が必要となり、施設において投薬、検査、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費 (Ⅰ)	750 円	1 日あたり (1 月に連 続 7 日限度)	施設において投薬、検査、注射、処置等を行った場合 (緊急時治療管理加算時は算定されません)
所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	1, 505 円	1 日あたり (1 月に連続 10 日限度)	Ⅰに加え医師が感染症等の研修を修了している場合
認知症ケア加算	239 円	1 日あたり	認知症の入所者に対しサービスを行った場合

認知症情報提供加算	1,098 円	入所中 1 回 限り	認知症の診断を受けておらず認知症の恐れがある利用者様について、診療状況の文書を添えて医療機関に紹介の場合
若年性認知症受入加算	377 円	1 日あたり	利用者やその家族の希望に沿ったサービスが提供しているかを評価する場合
夜間職員配置加算	75 円	1 日あたり	夜間職員が施設全体で基準を満たした配置になっている場合
地域連携診療計画加算 I	941 円	入所後 1 回 限り	医療機関にて地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定し退院した入所者で、その医療機関に診療情報を文書により提供した場合
入所前後訪問指導加算 I	1,411 円	入所中 1 回 を限度	多職種共同で会議を行い、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算 II	1,505 円	入所中 1 回 を限度	多職種共同で会議を行い、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
安全対策体制加算	63 円	入所初日に 限り 1 回	事故発生防止の為の指針の作成・委員会の開催等、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合
栄養マネジメント強化加算	35 円	1 日あたり	常勤の管理栄養士を配置し、入所（入院）者の栄養状態を入所（入院）時に把握し、関連職種 が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能等へも配慮した栄養ケア計画が作成できる場合
認知症専門ケア加算（I）	10 円	1 日あたり	日常生活度Ⅲ以上は全体の 50%以上、「認知症介護実践リーダー研修」の修了者が配置される場合
認知症チームケア推進加算（II）	377 円	1 月あたり	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいます。
科学的介護推進体制加算 II	189 円	1 月あたり	利用者の基本情報を厚生労働省に提出している場合
経口維持加算（I）	1,254 円	1 月あたり	経口にて食事を摂取する利用者で著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる場合
経口維持加算（II）	314 円	1 月あたり	I に加え入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するために医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が 1 名加わった場合
口腔衛生管理加算（I）	282 円	1 月あたり	口腔衛生の管理体制を整備し、計画的に口腔衛生の管理を行い、口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年 2 回以上

			実施した場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	345 円	1 月あたり	加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生の管理に係る情報を厚生労働省に提出した場合
経口移行加算	88 円	180 日を限度	医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合
療養食加算	19 円	1 回あたり (1 日 3 回 限度)	主治の医師より発行された「食事せん」に基づき、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
リハビリマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	104 円	1 月あたり	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に情報を活用している場合
短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	809 円	1 日あたり	利用者に対して医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が集中的な個別リハビリテーションを行った場合
短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	627 円	1 日あたり	Ⅱの算定要件を加え、1 月に 1 回以上 ADL の評価を行い、評価の結果を厚生労働省に提出した場合
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	753 円	1 日あたり	認知症の進行を抑えるために集中的にリハビリテーションを行い、当該者が退所後生活する居宅または福祉施設を訪問してリハビリテーション計画書を作成した場合（週 3 日を限度とする）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	377 円	1 日あたり	入所日より起算して 3 カ月以内の間に集中的にリハビリテーションを行った場合
感染対策向上加算（Ⅱ）	16 円	1 月あたり	医療機関から 3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御に係る実施指導を受けています。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	32 円	1 月あたり	生産性委員会を開催して介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する改善活動を継続的に行っています。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	69 円	1 日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上の場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	10 円	1 月あたり (3 月に 1	関連職種の者が共同して、入所者毎に褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し実

		回限り)	施した場合
排せつ支援加算 (I)	32 円	1 月あたり	身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師と看護師が判断し支援を行った場合
外泊時在宅サービス利用費用	2,508 円	1 日あたり (月 6 日限度)	居宅における外泊を認め施設が在宅サービスを提供した場合
在宅復帰在宅療養支援加算 I	160 円	1 日あたり	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定されます。
介護職員処遇改善加算 (I)		1 月あたり	厚生労働大臣の定める基準による

(※1) 当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まれません。

※①の「介護保険負担割合証」につきましては、原則として有効な割合証の提示のあった月の利用分からの適用となります。

② 食費 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、段階により以下の内容になります。

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階		第 4 段階
要介護 1	300 円/日	390 円/日	650 円/ 日 ①	1,360 円/ 日 ②	1,995 円/日
要介護 2					
要介護 3					
要介護 4					
要介護 5					

③ 居住費 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、段階により以下の内容になります。
＜多床室（2 人室・4 人室）＞

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
要介護 1	0 円/日	370 円/日		680 円/日
要介護 2				
要介護 3				
要介護 4				
要介護 5				

※2 人室（従来型）には、差額室料として 1,100 円/日加算されます。

＜個室（従来型）＞

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
要介護 1	490 円/日	490 円/日	1,310/日	1,680 円/日
要介護 2				
要介護 3				
要介護 4				
要介護 5				

※②③の「介護保険負担限度額認定証」につきましては、原則として有効な認定証の提示のあった月の利用分からの適用となります。

3. その他の料金（選択制・税込価格）

- ① 特別室利用料（1日あたり/税込）2人部屋 1,100円
- ② 教養娯楽費 実費（100円～1,100円/回）
（ご希望により選択して頂きます。参加した場合のみ徴収）
毎月各種クラブ活動（書道・手芸・制作・園芸等）をそれぞれ月2回程度実施いたします。
クラブ活動に必要な材代にて徴収いたします。（制作物の内容により一律ではありません）
- ③ 日用品リース（1日あたり/税込）
リースは業者委託となります。詳細は別紙価格表をご覧ください
※タオル類、日用品の中より必要に応じてレンタル出来ます。
- ④ 洗濯（業者委託）5,186円/月（上限額）
業者へ委託するため契約書でお申込み下さい。※税抜料金
その他 実費（1ネット550円）
- ④ テレビ代（4人・2人部屋設置）110円/日 イヤホン代 220円/個
- ⑤ 理美容代 カット2,040円、顔そり820円、白髪染5,100円、パーマ6,620円（他料金表参照）
- ⑥ 健康 管理料 インフルエンザ予防接種等にかかる費用等があります。
- ⑦ マスク代 500円/月

4. 支払方法

- ① 月末締切の翌月27日支払いとなります。請求書はご利用月の翌月15日までに請求書を郵送させていただきます。お支払方法は、口座振替（自動引落）となりますので、入所契約時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申請書」にご記入ください。（開始まで時間を要します）
- ② 自動振替日は毎月27日となっております。施設での入金確認が出来ましたら、翌月分の請求書にあわせて領収書を同封しお送りいたします。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

入所検討会議にて適切なサービスを提供できるか判定させていただくために書類の提出をお願いしております。ご見学時にご説明致しておりますので、ご予約の上でご来所下さい。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

（2）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の10日前までにお申し出ください。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合が、ございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

③ご利用者をご逝去された場合

（3）その他の終了

①施設サービスの目標が達成され在宅復帰が可能となった場合。これ以上の継続利用を繰り返しても心身状態の改善が見込まれない場合。

②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、

利用者は文書にて解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ③利用者やその家族等が当事業者のサービス従業者または他の利用者に対し暴言、暴力、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合は、当事業者は文書にて通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ④正当な理由なく利用料が2ヶ月以上支払われない時。
- ⑤ご利用者様の体調の急変及び精査、加療を要することにより医療機関等に入院された場合は、その日をもって契約を解除することとなります。

(4) 通院、入院について

①通院

介護老人保健施設は、常勤医師や看護師等の配置が義務付けられています。そのため、「不必要に入所者のために往診を求めたり、病院若しくは診療所に通院させてはならない」と定められています。また、通院の際には医療保険の制限が定められて、診察料、画像診断料、診療情報提供料については医療保険の算定が可能です。その他はほぼ自費（100%）で施設が病院へ支払うシステムとなります。通院の際は、必ず施設と事前の打ち合わせをお願い申し上げます。

⑧ 入院

精査、入院加療が必要となる際は、介護保険と医療保険との併用ができません。その為、契約解除とさせていただき一旦、退所の扱いとなりますので御了承下さい。退所後の間は、一切費用は発生しません。御利用いただいていたお部屋につきましては確保しておくことはできません。再入所につきましては、入院加療後の情報をいただき施設での対応が可能な状態であれば、改めて相談させていただきますので、お申し付け下さい。

6. 施設の特徴等

(1) 介護老人保健施設の目的と運営方針

看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの、介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。更に、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

【介護老人保健施設 葵の園・大和の運営方針】

当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における看護及び、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことにより入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指すものです。療養にあたっては、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護保健施設サービスの提供に努め、明るく家庭的な雰囲気の中、家庭や地域との結びつきを重視した運営を行います。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面 会 …………… 月曜日～金曜日 午前 10:00～午後 6:00

土曜日・日曜日・祝日 午前10:00～午後5:00

やむを得ない場合は、事前にご相談ください。受付けで面会用紙に記入し面会バッジをお渡し致します。感染症シーズンは手洗い、消毒、

マスク着用をお願い致します。利用者様の近況につきましてはステーションでお尋ね下さい。

- ②外出・外泊 ……事前にお申し出下さい。外泊時には家庭での療養の 注意点等ご家族
にお願いする事項もあります。各ステーションで届け出のご記入をお
願い致します。
- ③ 飲酒・喫煙 ……ご遠慮ください。
- ④ 火気の取扱い ……ライター等の火気の持ち込みはご遠慮下さい。
- ⑤ 設備・備品の利用 ……ご希望に添いかねる物もございますので、職員に申し出て下さい
- ⑥ 所持品・備品等持込 ……その都度職員に申し出て下さい。危険物、食品、テレビ、スプ
レー、整髪料、高額な物品は禁止となります。補聴器、眼鏡、時
計、義歯等についてはリスク説明書を参照下さい。

※携帯電話について

2階においては厳守事項を確認の上、同意書申込により持込みの相談が可能です。3
階においてはご遠慮下さい。

- ⑦ 金銭・貴重品の管理 ……原則お預かりできません。持込みも禁止となります。
- ⑧ 施設外での受診 ……必ず、相談員にご相談ください。受診や入院の際には、必ずご
家族の付き添いをお願いします。医療保険の規制がございます
ので受診や内服薬等の医療保険を利用する場合には、事前に確
認をお願い致します。健診、定期受診等は原則として、ご家族
様での対応となります。緊急時等につきましては、施設職員で
対応致します。
- ⑨ お部屋の移動 ……療養室は決まっていますが、ご利用者の状況等で、お部屋を
移動することが考えられます。お部屋移動時は、ご家族様へご
連絡致しますのでご了承ください。また転倒転落等の事故リス
クや見守り強化を要する状況の場合は、療養室の変更をお願い
することがありますので御了承ください。
- ⑩ 飲食物の持込 ……原則としてはご遠慮いただいております。施設でお食事・おや
つ・飲み物は準備してあります。置いて行かれた食品は処分させ
ていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ⑪ タンス内の管理等 ……衣類、持ち物には全てフルネームで名前を記載下さい。衣替
えや名前などの確認を定期的をお願い致します。枚数確認や
衣類の管理はご家族様にてお願いします。紛失や摩耗による破損
については、当方に明らかな過失の無い限り責任を負いかねます
のでご了承下さい。靴は月1回程度、ご家族様で洗うことを願
いします。
- ⑫ エレベーター・階段 ……原則としてエレベーターをご利用下さい。暗証式ロックが
掛かっておりますので、職員にお声掛け下さい。他利用者様
がエレベーターに同乗しないよう注意下さい。 利用予定の
ない物品はお持ち帰り下さい。オムツ、洗面道具、タオル、
ティッシュペーパーなどは、施設や業者委託において準備し
ておりますので必要はありません。居室への生花を持ち込む
ことは禁止となっております。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力をいただいております。

① 協力医療機関

医療法人社団 哺育会 桜ヶ丘中央病院 神奈川県大和市福田一丁目7番1号

② 協力歯科医療機関 ひらの歯科医院 神奈川県大和市中中央四丁目1番2号 近藤ビル2階

※かかりつけの歯科医院による診察希望がある場合は相談下さい。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、救急隊親族、主治医、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、または専門的な医学適対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

9. 身体拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長、身体拘束廃止委員長の判断により、身体拘束その他利用者の行動制限を行うことがあります。この場合は、手順を踏まえ、様態・時間心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録、所定の用紙に記録するとともに、保証人へも詳細を報告することとします。

10. 秘密保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその親族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。個人情報の保護につきましては、事務所横の掲示板に掲示しております。個人情報の開示請求につきましては、所定の書類を事務所に依頼ください。

11. 記録

利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録は5年間保管します。）利用者、保証人等が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、その他の者に対しては、個人情報の開示手続きを行い、これに応じます。

12. 書類発行等について

請求書・領収書等の再発行や、利用料医療費控除証明書等の各種書類の発行につきましては有料となっておりますので、大切に保管頂きます様、お願い致します。

※発行手数料： 一部につき 1,100円

13. 非常災害対策

- ① 防災時の対応：事業所防災規定による
- ② 防災設備：前①項の規定に則った設備を設置
- ③ 防災訓練：年2回実施（内1回は夜間の火災を想定した訓練を行います）
- ④ 防災責任者：事務長・防火管理者

14. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等は禁止します。

1 5. サービス内容に関する相談・苦情等受付窓口

①当施設の相談・苦情等受付窓口

支援相談員：奥寺

電話：046-260-3300

時間：午前 8:30～午後 5:30（月曜日～土曜日）

※1階に備え付けの用紙、ご意見箱を設置しております。

※当施設の提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

②大和市の受付窓口 担当：健康福祉部 高齢福祉課

電話：046-260-5170

③神奈川県国民健康保険団体連合会の受付窓口

担当：国民健康保険団体連合会 相談係

電話：045-329-3447（ナビダイヤル）0570-022110

1 6. 事故発生時の対応

サービス中に事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じます。医師の判断により専門的な精査・治療が必要な場合は、医療機関への依頼をします。その他、状況に応じてご家族様、行政機関などに対して速やかに連絡します。

1 7. 賠償責任

介護施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

1 8. その他

施設についての詳細はパンフレット等を用意してありますので、ご請求ください。この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

1 9. 当法人の概要

①名称・法人種別

医療法人社団 葵会

②代表者役職・氏名

理事長 新谷 幸義

③本部所在地・電話番号

千葉県柏市小青田 1-3-2

柏たなか病院内 葵会本部

電話：04-7136-8008

重要事項説明・利用料金説明 同意書

年 月 日

介護老人保健施設 葵の園・大和のご入所にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業者〕

所在地 〒242-0013 神奈川県大和市深見台 1 丁目 7 番 33 号
名称 医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・大和

説明者氏名 _____ ㊞

介護老人保健施設 葵の園・大和 施設長 殿

介護老人保健施設 葵の園・大和を利用するにあたり、介護老人保健施設重要事項説明書を受領し、これを十分理解した上で利用者様並びに保証人の連署をもって同意いたします。

年 月 日

【利用者様】

住所 _____

氏名 _____ ㊞

【保証人】

住所 _____

氏名 _____ ㊞

続柄 _____

【本契約第 7 条における利用料金支払者及び請求書送付先】

住所 _____

氏名 _____ ㊞

続柄 _____